

# 米粉商品開発支援事業費補助金の手引き



倉敷市 農林水産課

令和5年9月

## 1 目的

本事業は、国内需要の多くを輸入に頼り、国際情勢の影響を受けやすい小麦粉から、県内産米粉への食品原材料の転換等によって、市内の中小企業者等が行う米粉を使った新商品の開発を応援することで、新たな経営展開を後押しするとともに、米需要を喚起し、食料自給率の向上に向けた消費拡大を図ることを目的としています。

## 2 補助対象者

- ・現在までに、小麦粉を主な原材料として商品を製造・販売してきている事業者（既に米粉を使用して商品を製造している事業者も含まれます。）
- ・次のいずれかに該当する事業者で、今年秋開催予定の「倉敷市農業祭」で倉敷市が設置する「米粉商品販売・試食ブース」に、開発した製品の試食品を提供できる事業者

### (1) 市内の中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（6頁Q1参照）であって、つぎのいずれかに該当するもの。

- ① 市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- ② 市内に主たる事業所を有する会社

### (2) その他の団体

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する就労継続支援を行う者であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 市内に所在する社会福祉法人
- ② 市内に所在する法人又は団体

（注）以下のいずれかに該当する場合は補助の対象となりません。

- ① 事業実施にあたって必要な食品衛生法第55条第1項若しくは同法第57条第1項に規定する許認可、その他事業実施にあたって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- ② 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者
- ③ 市税を滞納している者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ⑤ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者
- ⑥ 前号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

### 3 補助の内容等

#### (1) 補助対象事業

補助事業者	米粉を活用した新商品等の開発を行う、市内中小企業者（個人事業主を含む）及び社会福祉法人等の団体 ※ 現在までに、小麦粉を主な原材料として商品を製造・販売してきている事業者（既に米粉を使用して商品を製造している事業者も含まれます。）
補助額	最高10万円
対象経費	原材料費（経費の8割以上を占めること） 消耗品費（試作品を製造するために必要な資材に限る） ※販売品の経費は含みません。
米粉の配合率	小麦粉の代替として米粉を20%以上配合したものであること。
米粉産地の指定	岡山県産米粉

#### (2) 倉敷市農業祭での新商品の販売又は販売・試食品の提供

今年秋開催予定の「倉敷市農業祭」で倉敷市が設置する「米粉商品販売・試食ブース」において、製造した商品の販売及びアンケートに回答いただく方への試食品の提供を行います。補助事業者にはこのブースに開発した商品を出品（試食品の提供）していただきます。

開催内容・日時・場所等の詳細については、後日、連絡いたします。

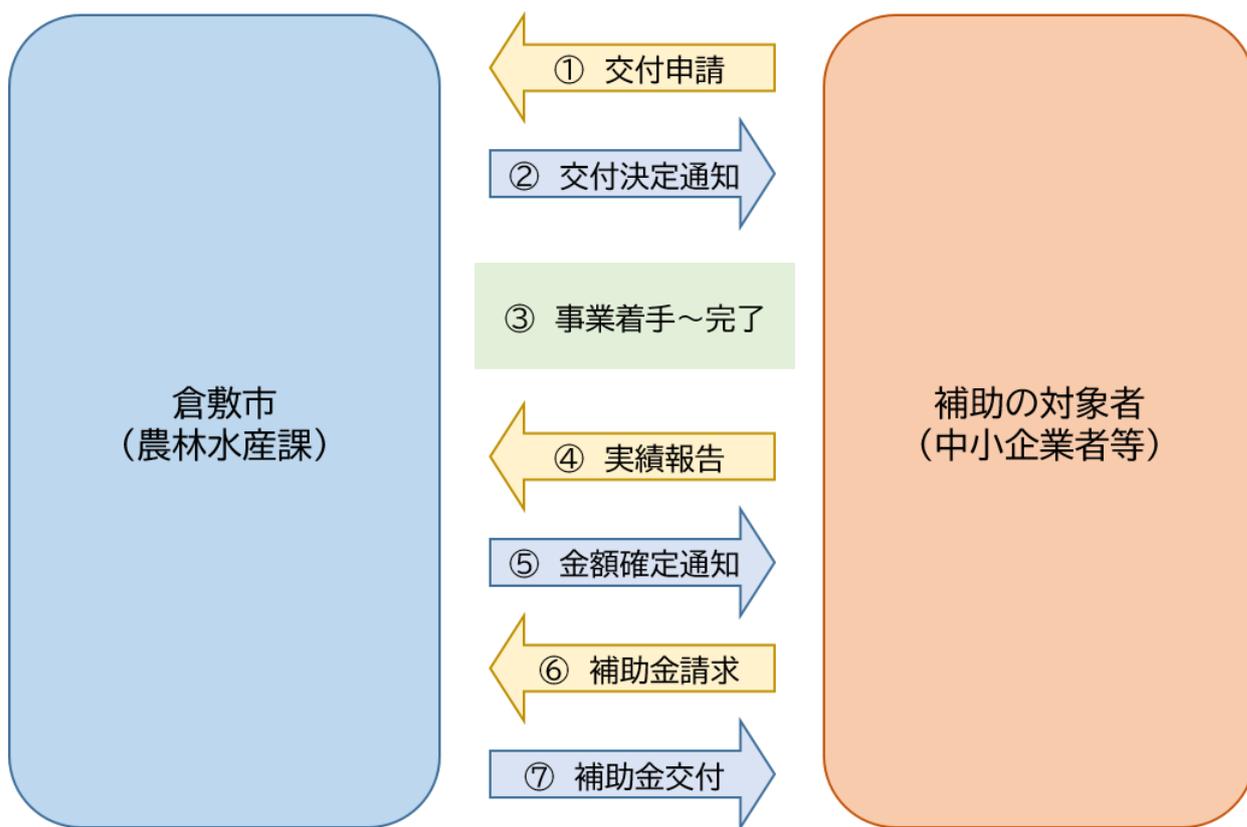
出品内容	倉敷市農業祭に開発した製品の試食品の提供をしていただきます。（開発した製品の販売も可能です。）
出品個数	提供していただく個数等については別途お知らせします。
開催日（予定）	令和5年秋開催予定
開催場所	倉敷市内の会場を予定しています。

#### (3) 「米粉商品販売会」への出品（任意）

本事業を活用して新たに開発した商品や既に販売中の米粉を使用した商品を集めた販売会を行います（令和6年3月に開催予定）。

なお、販売会では商品の米粉の配合率を表示します。

#### 4 申請から補助金交付までの流れ



#### 5 申請手続

##### (1) 受付期間

令和5年9月1日(金)～9月29日(金) 必着

※ 受付期間内であっても、予算の執行状況により受付を終了します。受付終了はホームページ上でお知らせします。

##### (2) 提出書類(①～③はホームページから様式をダウンロードしてください。)

- ① 【様式1】倉敷市米粉商品開発支援事業費補助金交付申請書
- ② 【様式2】事業計画書
- ③ 【様式3】使用原材料及び消耗品にかかる経費一覧
- ④ 市税納税証明書
- ⑤ 現在販売している商品一覧(既存のメニュー表などでも可)
- ⑥ その他倉敷市が必要とする書類

##### (3) 提出先及び提出方法

- ① 提出先: 倉敷市農林水産課

〒710-8565 倉敷市西中新田640 本庁舎7階

- ② 提出方法: 郵送又は持参

## 6 実績報告手続

補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は令和6年3月11日(月)のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

### (1) 提出書類(①~②はホームページから様式をダウンロードしてください。)

- ① 【様式4】倉敷市米粉商品開発支援事業費補助金実績報告書
- ② 【様式5】収支決算書
- ③ 経費の支払及び内訳を証するもの(請求書及び領収書・振込明細・預金通帳の写しなど)
- ④ その他倉敷市が必要とする書類

### (2) 提出先及び提出方法

前頁5(3)と同じです。

## 7 補助金請求手続

実績報告書提出後、市でその内容の審査を行い補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。補助金の確定通知書が届いたら、速やかに補助金の請求を行ってください。

### (1) 提出書類(HPからダウンロードしてください。)

【様式6】請求書

### (2) 提出先及び提出方法

前頁5(3)と同じです。

## 8 補助事業の内容変更等

補助金交付決定後、交付申請書に記載した補助事業の内容の変更が必要となった場合や、諸事情により中止する場合など、実施事業に何らかの変更が生じた場合は、速やかに市に相談し指示を受けてください。

## 9 留意事項

### (1) 補助回数の制限

補助事業の1会計年度における補助金の交付申請は、1申請者につき1回限りです。

### (2) 補助事業の着手時期

補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければなりません。

補助事業の着手とは、具体的には、発注、契約等のことを指します。

### (3) 租税等の取り扱い

補助対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税及び源泉所得税並びに公証人手数料相当額を含みません。

### (4) 補助金額の端数処理

補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

(5) 実績報告

実績報告時には、領収書、振込明細、振込依頼書、預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等、支払いや振込みが完了したことがわかる資料を提出していただきます。したがって、それまでにすべての支払いを完了しておく必要があります。

(6) 情報の公表及び協力

補助事業者は、市が補助事業の成果を調査、公表、又は普及を図るときは、これに協力するものとしてします。

なお、市は、補助事業者の名称や補助事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、取組事例として公表する場合があります。

(7) 経理関係書類の保存

補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を令和11年3月末まで(5年間)保存しなければなりません。

## こんなときどうするの？ 倉敷市米粉商品開発支援事業費補助金 Q&A

### 1 事業全般

Q-1 中小企業基本法に規定する中小企業者とは？

A-1 下表の区分に該当する事業者を言います。

主たる事業の業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下段3業種を除く。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(※) 「常時使用する従業員数」の定義については、中小企業庁のホームページを参照してください。

Q-2 主たる事業所とは？

A-2 本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地に事業実態がある事業所を言います。

Q-3 既に国や民間団体から他の補助金を受けているのですが、この補助金の交付を受けることはできますか？

A-3 事業実施にあたり、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受けている場合、または受ける予定がある場合には、二重の補助金の交付を受けることはできません。

Q-4 交付申請書の申請者欄の住所は？

A-4 個人事業主の方は住民票上の住所を、法人(会社)の場合は、法人登記上の住所を記載してください。

Q-5 会社を立ち上げたばかりで納期未到来ですが、市税納税証明書は提出する必要がありますか？

A-5 納期未到来であっても、現在発行できる最新の証明書を取得して添付してください。

Q-6 納税したが市税納税証明書に「未納」と表記されたものが発行されました。

A-6 納税後、システムに反映されるまでに5営業日程度かかるため、「未納」と表記された証明書が発行された可能性があります。補助金の申請を急ぐ場合は、納税した際の領収書を税の証明窓口に提出し、完納証明を取得してください。

Q-7 交付申請書を提出したら補助事業を開始できますか？

A-7 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降になります。倉敷市で交付申請書を受領後に審査を行い、交付決定通知書を送付します。

Q-8 交付決定通知書はいつとどきますか？

A-8 交付申請書に不備が無ければ、申請書受領後1週間以内には決定通知書をお送りいたします。

Q-9 補助事業の着手とは、具体的に何を指しますか？

A-9 発注、契約等のことを指します。

なお、見積は着手には含まれません。

Q-10 補助決定を受けた後、事情により申請の取下げはできますか？

A-10 交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内であれば、当該交付申請を取り下げることができます。

Q-11 交付決定後に交付申請書に記載した内容(事業内容等)を変更できますか？。

A-11 あらかじめ市に連絡し、指示を受けてください。

Q-12 交付決定後に経費を変更できますか？

A-12 あらかじめ市に連絡し、指示を受けてください。

Q-13 予定期間内に事業が完了しそうにない場合又は事業の遂行が難しくなった場合はどうしたらいいですか？

A-13 あらかじめ市に連絡し、指示を受けてください。

Q-14 補助事業の完了とはいつの時点を目指しますか？

A-14 補助事業が完了した日もしくは補助対象経費の支払いがすべて終了した時点を目指します。

## 2 経理

Q-15 対象経費は現金で支払っても良いですか？

A-15 実績報告時に領収書、振込明細書、預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等、支払いが完了していることが分かる資料を提出していただきます。

Q-16 実績報告書に添付する経費の支払及び内訳を証するものは、領収書等(領収書、振込明細、振込依頼書、預金通帳の表紙及び該当箇所の写し等)のみで良いですか？

A-16 原則として、請求書と領収書等をセットで添付してください。

なお、請求書が無い場合は、領収書で内訳(内容)が分かることが必要です。また、領収書が無い場合は、内訳(内容)が分かる請求書に加え、振込明細等支払を証するものが必要になります。

領収書には印紙税法の規定に基づき、必要な収入印紙が添付されていることが必要です。

Q-17 ポイントによる支払、小切手や手形による支払、他の取引との相殺による支払は経費の支払いとして認められますか。

A-17 認められません。

Q-18 他の取引との混合支払は、経費の支払として認められますか？

A-18 混合支払全体の金額が、対象経費の支払い分とその他の取引の金額の合計と合致することが確認できる場合に限り、認められます。

Q-19 クレジットカードでの支払は、経費の支払として認められますか？

A-19 認められます。ただし、一括払い、分割払いともに、当該年度の実績報告書提出期限内に支払(引き落とし)がすべて完了したのものについてのみ対象経費として認められます。なお、リボルビング払いは認められません。

Q-20 クレジットカードで支払をした場合、実績報告書に添付する経費の支払及び内訳を証するものとして何が必要ですか？

A-20 ①店舗等が発行する売上票(お客様控え)、②カード会社からの明細、③口座からの引き落としが分かるもの(預金通帳表紙及び該当箇所の写し等)が必要です。

Q-21 消費税は対象経費に含まれますか？

A-21 含まれません。

Q-22 振込手数料は対象経費に含まれますか？

A-22 含まれません。

Q-23 送料は対象経費に含まれますか？

A-23 含まれません。

### 3 事業実施について

Q-24 対象経費について教えてください。

A-24 対象経費は原材料費と消耗品費です。

ただし、原材料費の占める割合が経費全体の8割以上である必要があります。

「原材料費」・・・試作品の製造に必要な、米粉、その他原材料にかかった経費です。

フルーツなども含まれます。

「消耗品費」・・・試作品の製造に必要なカップや調理器具などです。

Q-25 岡山県産米粉はどこで購入できますか？

A-25 中国四国農政局のホームページに岡山県内の米粉の取扱店舗を紹介する「中国四国米粉食品販売店マップ」が掲載されています。ご参考にしてください。

なお、岡山県産米粉の取扱いの有無については、各店舗で異なりますのでお問い合わせください。

Q-26 米粉の種類指定はありますか？

A-26 ありません。「うるち米、もち米」から製粉されたものであれば種類は問いません。

Q-27 米粉を20%以上とはどういう意味ですか？

A-27 通常、その製品を製造するために必要な小麦粉の総量のうち、20%以上を米粉に替えて製造していただくことになります。したがって、小麦粉が100g必要な製品の20%を米粉に替える場合は、「小麦粉80g:米粉20g」となります。

Q-28 「倉敷市農業祭」では直接販売に参加しなければいけませんか？

A-28 通常営業もあろうかと思いますので、「倉敷市農業祭」に直接ご参加いただく必要はありません。ただし、開発した製品の試食品を提供いただくことが補助金の交付要件となっています。もちろん、来場者への販売や商品の説明等のためご参加いただくのは歓迎です。

Q-29 必ず商品化しなければ補助の対象とはなりませんか？

A-29 この度の補助の対象となるのは「商品化を目指した取組み」です。しかし、商品として販売することが難しかった場合でも、開発に要した経費は補助対象となります。  
ただし、倉敷市農業祭には開発した製品の試食品を提供していただきます。

Q-30 補助金のほかに事業に参加するメリットはありますか？

A-30 交付申請を提出し、事業に参加される事業者は、専用ホームページで取組事業者として紹介いたします。